

訂正箇所	正誤区分	訂正区分																								
<p>特記仕様書 49頁</p>	<p>誤</p>	<p>22-14 中間杭工 22-14-1 定義 中間杭とは、設計図書及び監督員の指示に従って、中間杭の設置等を行うことをいう。 22-14-2 種別 中間杭工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="628 215 1323 663"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置工 A1φ550</td> <td>三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)</td> </tr> <tr> <td>設置工 A1φ550 (N)</td> <td>三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費、材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。）及び覆工板の日々の開閉。</td> </tr> <tr> <td>設置工 A2φ600</td> <td>三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)</td> </tr> <tr> <td>設置工 A3</td> <td>油圧パイプロハンマにて打込みを行う中間杭の設置費及び材料費 (函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>22-14-3 材料 (1) 中間杭工 設置工A1φ550、A1φ550 (N) 及びA2φ600に使用するセメント系懸濁液（混練液）の暫定配合は次のとおりとする。目標強度は、貧配合部分については地山相当、根固め部分については、一軸圧縮強度$q_u = 2.4 \text{ N/mm}^2$とする。ただし、配合は現場にて試験練りを行い決定するものとし、施工に先立ち配合計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員が配合の指示をした場合受注者はこの指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。 (対象土1㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="667 898 1326 987"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>セメント</th> <th>ベントナイト</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セメント系懸濁液</td> <td>貧配合部分</td> <td>50kg</td> <td>20kg</td> <td>300kg</td> </tr> <tr> <td>根固め部分</td> <td>97.2kg</td> <td>-</td> <td>688kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用セメントは高炉セメントB種とし、使用水は水道水とする。 (2) 中間杭工に使用するH形鋼は、JIS G 3101に基づくSS400とし、新品を使用するものとする。 なお、鋼材の規格証明書（ミルシート）を入荷の都度、監督員に提出するものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	設置工 A1φ550	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)	設置工 A1φ550 (N)	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費、材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。）及び覆工板の日々の開閉。	設置工 A2φ600	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)	設置工 A3	油圧パイプロハンマにて打込みを行う中間杭の設置費及び材料費 (函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)	名称	種別	セメント	ベントナイト	水	セメント系懸濁液	貧配合部分	50kg	20kg	300kg	根固め部分	97.2kg	-	688kg
単価表の項目	区分内容																									
設置工 A1φ550	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)																									
設置工 A1φ550 (N)	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費、材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。）及び覆工板の日々の開閉。																									
設置工 A2φ600	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)																									
設置工 A3	油圧パイプロハンマにて打込みを行う中間杭の設置費及び材料費 (函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)																									
名称	種別	セメント	ベントナイト	水																						
セメント系懸濁液	貧配合部分	50kg	20kg	300kg																						
	根固め部分	97.2kg	-	688kg																						
	<p>正</p>	<p>22-14 中間杭工 22-14-1 定義 中間杭とは、設計図書及び監督員の指示に従って、中間杭の設置等を行うことをいう。 22-14-2 種別 中間杭工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="603 1261 1326 1709"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置工 A1φ550</td> <td>三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)</td> </tr> <tr> <td>設置工 A1φ550 (N)</td> <td>三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費、材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。）及び覆工板の日々の開閉。</td> </tr> <tr> <td>設置工 A2φ600</td> <td>三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)</td> </tr> <tr> <td>設置工 A3</td> <td>油圧パイプロハンマにて打込みを行う中間杭の設置費及び材料費 (函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>22-14-3 材料 (1) 中間杭工 設置工A1φ550、A1φ550 (N) 及びA2φ600に使用するセメントミルクの暫定配合は次のとおりとする。目標強度は、貧配合部分については地山相当、根固め部分については、一軸圧縮強度$q_u = 2.4 \text{ N/mm}^2$とする。ただし、配合は現場にて試験練りを行い決定するものとし、施工に先立ち配合計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員が配合の指示をした場合受注者はこの指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。 (対象土1㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="644 1933 1326 2022"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>セメント</th> <th>ベントナイト</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セメントミルク</td> <td>貧配合部分</td> <td>50kg</td> <td>20kg</td> <td>300kg</td> </tr> <tr> <td>根固め部分</td> <td>97.2kg</td> <td>-</td> <td>688kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用セメントは高炉セメントB種とし、使用水は水道水とする。 (2) 中間杭工に使用するH形鋼は、JIS G 3101に基づくSS400とし、新品を使用するものとする。 なお、鋼材の規格証明書（ミルシート）を入荷の都度、監督員に提出するものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	設置工 A1φ550	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)	設置工 A1φ550 (N)	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費、材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。）及び覆工板の日々の開閉。	設置工 A2φ600	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)	設置工 A3	油圧パイプロハンマにて打込みを行う中間杭の設置費及び材料費 (函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)	名称	種別	セメント	ベントナイト	水	セメントミルク	貧配合部分	50kg	20kg	300kg	根固め部分	97.2kg	-	688kg
単価表の項目	区分内容																									
設置工 A1φ550	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)																									
設置工 A1φ550 (N)	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費、材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。）及び覆工板の日々の開閉。																									
設置工 A2φ600	三点支持式杭打機アースオーガ工法にて設置する中間杭の設置費及び材料費（函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)																									
設置工 A3	油圧パイプロハンマにて打込みを行う中間杭の設置費及び材料費 (函体内に埋設される部分に設置する水膨張ゴム止水板(非加硫ブチルゴム系)の材料及び設置を含む。)																									
名称	種別	セメント	ベントナイト	水																						
セメントミルク	貧配合部分	50kg	20kg	300kg																						
	根固め部分	97.2kg	-	688kg																						

訂正箇所	正誤区分	訂正区分												
<p>特記仕様書 50頁</p>	<p>誤</p>	<p>2-14-4 施工</p> <p>(1) 中間杭工 設置工A1φ550、A1φ550(N)及びA2φ600の施工は、アースオーガにより削孔し、杭最深部から上部にセメントミルクを注入した後、中間杭を所定の高さに建込む。掘削中に予期しない転石等に遭遇し施工が困難となった場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。この際、監督員が工法等の変更を指示した場合受注者はこの指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 中間杭工 設置工A3の施工は、パイプロハンマを用いて打込むものとする。打込み中に予期しない転石等に遭遇した場合及び振動・騒音等により周辺への影響が生じた場合等で施工が困難となった場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。この際、監督員が工法等の変更を指示した場合受注者はこの指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>22-14-5 数量の検測</p> <p>(1) 中間杭工 設置工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p>22-14-6 支払</p> <p>(1) 中間杭工 設置工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う削孔、H形鋼の材料、建込及び打込み、継ぎ施工、モルタルの打設、プラントの組立・解体、止水板の設置、覆工板の日々の開閉等中間杭工 設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 70%;"><u>単価表の項目</u></td> <td style="width: 30%;"><u>検測の単位</u></td> </tr> <tr> <td>特一(2) 中間杭工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置工 A1φ550</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>設置工 A1φ550(N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>設置工 A2φ600</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>設置工 A3</td> <td>m</td> </tr> </table>	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特一(2) 中間杭工		設置工 A1φ550	m	設置工 A1φ550(N)	m	設置工 A2φ600	m	設置工 A3	m
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>													
特一(2) 中間杭工														
設置工 A1φ550	m													
設置工 A1φ550(N)	m													
設置工 A2φ600	m													
設置工 A3	m													
	<p>正</p>	<p>2-14-4 施工</p> <p>(1) 中間杭工 設置工A1φ550、A1φ550(N)及びA2φ600の施工は、アースオーガにより削孔し、杭最深部から上部にセメントミルクを注入した後、中間杭を所定の高さに建込む。掘削中に予期しない転石等に遭遇し施工が困難となった場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。この際、監督員が工法等の変更を指示した場合受注者はこの指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 中間杭工 設置工A3の施工は、パイプロハンマを用いて打込むものとする。打込み中に予期しない転石等に遭遇した場合及び振動・騒音等により周辺への影響が生じた場合等で施工が困難となった場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。この際、監督員が工法等の変更を指示した場合受注者はこの指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>22-14-5 数量の検測</p> <p>(1) 中間杭工 設置工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p>22-14-6 支払</p> <p>(1) 中間杭工 設置工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う削孔、H形鋼の材料、建込及び打込み、継ぎ施工、セメントミルクの打設、プラントの組立・解体、止水板の設置、覆工板の日々の開閉等中間杭工 設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 70%;"><u>単価表の項目</u></td> <td style="width: 30%;"><u>検測の単位</u></td> </tr> <tr> <td>特一(2) 中間杭工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置工 A1φ550</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>設置工 A1φ550(N)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>設置工 A2φ600</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>設置工 A3</td> <td>m</td> </tr> </table>	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特一(2) 中間杭工		設置工 A1φ550	m	設置工 A1φ550(N)	m	設置工 A2φ600	m	設置工 A3	m
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>													
特一(2) 中間杭工														
設置工 A1φ550	m													
設置工 A1φ550(N)	m													
設置工 A2φ600	m													
設置工 A3	m													